

長野県高齢者居住安定確保計画（平成 30 年度～35 年度）について

1 長野県高齢者居住安定確保計画について

(1) 根拠法令

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）第4条

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年 4 月 6 日法律第 26 号）

第2章 基本方針及び高齢者居住安定確保計画

（高齢者居住安定確保計画）

第4条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

二 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

ニ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業（以下「高齢者居宅生活支援事業」という。）の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三 （以下略）

(2) 位置付け

「長野県住生活基本計画」及び「長野県高齢者プラン」を基幹計画とし、住まい(＝ハード)とサービス(＝ソフト)を一体的に捉え、高齢者の住まいに係る施策を計画的に展開していくために策定された計画

(3) 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度まで（6 年間）

「第 7 期長野県高齢者プラン」(計画期間:平成 30 年度～平成 32 年度)の策定に合わせ、見直しを実施。

2 高齢者の“住まい”（居場所）の確保に向けた課題

□進展する少子高齢社会に応じた居住環境の整備

⇒特性に応じた適切な住宅の確保

○地域的・社会的ニーズに応じた公営住宅の運営

○住宅セーフティネットの充実

□健康長寿のための快適・健康な住まいづくり

⇒高齢者の在宅生活を支える住環境の整備

○快適で健康な居住空間の確保

○バリアフリーに配慮した生活空間の整備

○高齢者数の増加、単身世帯・夫婦のみ世帯の増加に伴う、居住の安定（“住まい”）の確保が必要

○高齢社会に対応し、様々な施策を連携し推進することが必要

□多様なニーズへの対応

⇒多様な“住まい”の確保

○安心して暮らせる住まいの提供

○多様な高齢者向け住まいの整備

○特別養護老人ホーム等施設の整備

□居住の安定（生活）を支えるサービス等の充実

⇒様々な場面（在宅・施設）でのサービスの充実

○地域包括ケアの推進

○質の高い介護サービスの提供・利用

3 高齢者に対する住宅・健康福祉施策の展開

【建設分野】

◎「長野県住生活基本計画」(H28 ～ H37)（法根拠:住生活基本法）

【基本理念】

～信州の住みよい暮らしを次代につなぐ～

安心ですよ、多様な暮らしを支える住まいをめざして

【計画の目標】

○地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり

○災害に強く快適で健康な住まいづくり

○誰もが安心して暮らせる住まいの提供

○地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり

○地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展

施策の連携・特化

◎「長野県高齢者居住安定確保計画」(H30 ～ 35)

（法根拠:高齢者住まい法）

⇒ 高齢者の住まいの確保に特化した計画

【ポイント】 ◇健康長寿に適した住まいづくり

◇安心して暮らせる住まいの提供

◇多様な住まい方への支援

◇特別養護老人ホーム等施設の整備

◇提供されるサービス等の充実 等

第 7 期長野県高齢者プラン（H30～32）を反映させて改定

（目標指標、最新データへの更新、制度改正等の変更点を反映）

【健康福祉分野】

施策の連携・特化

◎「長野県高齢者プラン」(H30～H32)（法根拠:老人福祉法・介護保険法）

【基本目標】

長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしている信州

・健やかに暮らす

・自分らしく暮らす

・支えあいながらともに暮らす

【施策の推進(抜粋)】

・住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の確立

・一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

・安全・安心な暮らしの確保

・介護保険制度の適切な運営

はじめに

建築住宅課

1 計画策定の背景

- ◆ 高齢者数がピークを迎える平成32年(2020年)以降も高齢化率は長期にわたって上昇が続く見込み。
- ◆ 高齢期を安心して過ごすためには、住まいの安定的な確保や、介護サービス等の様々なサービスの充実が必要。
- ◆ 「住生活基本計画」や「高齢者プラン」との調和を図り、現行計画(計画期間:平成24年度～29年度)において推進してきた高齢者の居住の安定を実現するための施策を引き続き推進していく。

2 計画の位置付け

- ◆ 建設分野の「長野県住生活基本計画」、高齢者福祉分野の「長野県高齢者プラン」と整合・調和

3 計画期間 : 平成30～35年度(6か年)

第1章 高齢者を取り巻く状況

1 高齢者数

- ◆ 65歳以上の高齢者数のピークは平成32年で64.8万人、高齢化率は上昇を続け平成52年に35.6%になると推計

2 高齢者単身世帯数

- ◆ 65歳以上世帯に占める高齢者単身世帯の割合は今後も上昇する見込。

3 要介護(要支援)認定者数、要介護度の分布状況

- ◆ 要介護(要支援)認定者数は平成28年をピークに近年横ばい傾向。

4 介護サービスの利用者数(65歳以上)

- ◆ 居宅サービス、施設サービスの利用者はいまほ横ばいとなっている一方、地域密着型サービスの利用者は増加。

5 高齢者の住まい等の状況

- ◆ 高齢者のための設備がある住宅は、46.41万戸(平成25年)で、5年前より3万戸余り増加。

6 高齢時の住まいに関する意向

- ◆ 高齢者となったときの同居者についての意向調査結果は、約4割が「子供など親族と一緒に住みたい」を希望。

第2章 基本的な方向性

1 基本目標

高齢者が安心してすこやか、自分らしく住み慣れた地域で暮らす住まいの実現

2 視点(目標実現に向けての着眼点)

(1) 自分らしく暮らす

住み慣れた地域や自宅で暮らす、自分自身で“住まい”を選択するという、一人ひとりの意思が尊重され、その人らしく暮らしていける住まいの実現

(2) 住み慣れた地域で暮らす

地域住民がお互いに支え合い、関係機関が相互に連携し、包括的に支援することにより、介護が必要な高齢者もその家族も住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会の実現

3 施策の方向性

- ◆ 基本目標の実現に向け、2つの視点(着眼点)を踏まえ、以下の施策の方向性の下で施策展開を図っていく。

1 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

高齢化の進展や要介護認定者数の増加が見込まれる中、多くの高齢者が住み慣れた自宅や地域で住み続けたい希望を持っていることから、住宅のバリアフリー化等を促進する。また、在宅での介護や生活の継続が困難な要介護高齢者の住まいとして、必要な施設の整備を進める。

2 提供されるサービス等の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をしていくために、関係機関が相互に連携し、包括的に支援することが必要。また、介護保険制度が適正に運用され、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業者等への適切な指導等を実施する。

第3章 施策展開

I 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

	現状・課題	主な施策の展開
(1) 健康長寿に適した住まいづくり	ア 快適で健康な居住空間の確保 ・ヒートショックの発生防止のために、住宅内の温度差をなくすことが重要 イ バリアフリーに配慮した生活空間の整備 ・住宅内での事故防止のために、床の段差の解消や手摺の設置などのバリアフリー化が重要	・高断熱・高気密等の環境性能に配慮した住宅の普及を促進 ・バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を推進 【達成目標】 ・高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率：48% (H25) ⇒80% (H37)
(2) 安心して暮らせる住まいの提供	ア セーフティネットとしての公営住宅の確保 ・公営住宅の入居世帯に占める高齢者世帯の割合は約4割に達し、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加 イ <u>民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実</u> ・高齢者の民間賃貸住宅への入居への支援が必要	・公営住宅の持つ住宅セーフティネット機能が果たされるよう、公営住宅の必要数を確保 【達成目標】 ・公営住宅の供給量：15,100戸 (H28～37) ・公営住宅を補完するものとして、民間の賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネットの導入の検討を進める。
(3) 多様な住まい方への支援	・高齢者が安全と安心を感じながら暮らせる社会の実現を図るには、高齢者の住まいが安定的に確保されることが重要	・高齢者の多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいが選択できるよう、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等多様な高齢者向けの住まいの整備を支援 【達成目標】 ・軽費老人ホーム（定員数）1,518 (H29) ⇒1,575 (H32)、等
(4) 特別養護老人ホーム等施設の整備	・2025年を見据えたサービス見込み量に対する必要定員数の確保	・特別養護老人ホーム等の介護保険施設は、圏域ごとの定員数と将来のサービス見込量との需給バランスを精査し、有料老人ホーム等の多様な住まいの整備見込み数も踏まえ、整備 【達成目標】 ・広域特養（定員数）11,442 (H29) ⇒11,659 (H32) ・小規模特養（〃）1,828 (H29) ⇒2,098 (H32)

II 提供されるサービス等の充実

	現状・課題	主な施策の展開
(1) 自宅や地域で健康でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアの推進	改 ・地域包括ケア体制の確立を図るため、市町村の主体的な地域包括ケア体制の構築の支援や啓発などが必要	・市町村職員への研修等による資質向上や、効果的な取組の普及・啓発 【達成目標】 新 ・要介護（要支援）認定者のうち、自宅等で暮らしながら介護サービスを受けている者の割合：82.5% (H29) ⇒83.0%以上 (H32)
(2) 質の高い介護サービスの提供・利用	ア 介護サービスの質の向上 ・介護サービス事業所等に対する介護保険制度の周知や適切な指導が必要 イ 適切なサービス利用の促進 ・介護サービス利用者の適切なサービス選択が可能となることが重要	・事業者に対する集団指導や実地指導を充実 【達成目標】 ・事業者集団指導参加率：86.9% (H28) ⇒87.0%以上 (H32) ・介護サービス情報公表制度の一層の周知 【達成目標】 改 ・介護サービス情報公表割合：92.9% (H28) ⇒94.0%以上 (H32)

第4章 達成目標（一覧）

高齢者プランの数値の確定を踏まえて、掲載

【第4章】目標達成指標（一覧）

第3章 第1節 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

区分	現状 (年度)	目標値 H37 (2025年)	備考 (主たる計画)
高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率	H25(2013年) 48%	80%	「住生活基本計画」 において目標値等を 記載
住宅性能表示制度を利用する新築住宅の割合	H27(2015年) 13.8%	40%	

区分	現状（年度）			目標値 H32 (2020年)	備考 (主たる計画)
	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)		
未届け有料老人ホームの施設数	5	4	1	0	「高齢者プラン」に おいて目標値等を記 載

区分	平成28年度～32年度 (2016年度～2020年度) (前半5年間)	平成28年度～37年度 (2016年度～2025年度) (10年間)	備考 (主たる計画)
公営住宅の供給量	7,550戸	15,100戸	「住生活基本計画」 及び「県営住宅プラ ン2016」において 目標値等を記載
県営住宅	3,400戸	6,800戸	
市町村営住宅	4,150戸	8,300戸	

（単位：整備目標（定員数））

区分	現状（年度）	目標値	備考 (主たる計画)
	H29 (2017年)	H32 (2020年)	
養護老人ホーム	1,732	1,697	「高齢者プラン」に おいて目標値等を記 載 ※サービス付き高齢 者向け住宅について は、「高齢者プラン」 及び「高齢者居住安 定確保計画」におい て目標値等を策定
ケアハウス（軽費老人ホーム）	1,518	1,575	
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	378	388	
有料老人ホーム	7,051 (見込み)	今後記載	
サービス付き高齢者向け住宅（戸数）	3,121 (見込み)	今後記載	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	11,442	11,659	

区分	現状（年度）	目標値	備考 （主たる計画）
	H29 （2017 年）	H32 （2020 年）	
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1,828	2,098	「高齢者プラン」において目標値等を記載
特養における地域密着型施設の占める割合（％）	13.8	15.0	
特養の定員数におけるユニット型の割合（％）	41.5	42.0	
介護老人保健施設	7,841	7,917	
介護医療院 （うち介護・医療療養病床からの転換分）	—	44 （4）	
介護療養型医療施設	1,219	1,129	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3,420	3,809	
特定施設入居者生活介護（介護専用型）	558	798	
特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）	3,563	4,003	
地域密着型特定施設入居者生活介護	564	721	

第 3 章 第 2 節 提供されるサービス等の充実

区分	現状（年度）			目標値 H32 （2020 年）	備考 （主たる計画）
	H27 （2015 年）	H28 （2016 年）	H29 （2017 年）		
要介護（要支援）認定者のうち、自宅又は地域で暮らしながら介護サービスを受けている者の割合（％）	82.7	82.7	82.5	83.0 以上	「高齢者プラン」において目標値等を記載
生きがいを持って生活している高齢者（居宅要介護・要支援者）の割合（％）	—	31.1	—	増加	
事業者集団指導参加率（％）	83.1	86.9	—	87.0 以上	
介護サービス情報公表対象事業所の公表割合（％）	94.1	92.9	—	94.0 以上	

長野県高齢者居住安定確保計画の見直しスケジュールについて

長野県建築住宅課

		第7期長野県高齢者プラン 介護支援課	長野県高齢者居住安定確保計画 建築住宅課・介護支援課
12月	上旬		
	中旬		
	下旬	第4回懇話会(12月21日) ・計画素案の検討	
H30 1月	上旬		
	中旬		高齢者居住安定確保計画 計画素案作成
	下旬		
2月	上旬	パブリック コメント (1/30～ 3/2) 【30日間】	第2回住宅審議会(2月8日) ・計画案の検討
	中旬		
	下旬		関係部局へ 文案の意見照会 (計画案修正)
3月	上旬		
	中旬	第5回懇話会(3月19日) ・最終プラン案の検討等	高齢者居住安定確保計画 計画案作成
	下旬	県部局長会議で決定	
4月	上旬	第7期長野県高齢者プラン (老人福祉計画・介護保険事業支援計画) スタート	パブリック コメント 【30日間】
	中旬		
	下旬		市町村への協議
5月	上旬		高齢者居住安定確保計画 計画案修正
	中旬		
	下旬		県部局長会議で決定